

令和2年度 山北地域区長連絡協議会要望事項について（回答）

1 避難通路の整備について

津波発生時の指定緊急避難場所への通路整備を図りたいがJR敷地があり、線路横断が必要となるため、手続きが困難となっています。JRとの継続協議を要望します。

【回答】

JR線路敷地への立ち入りは踏切以外認められていないため、線路横断を誘発するような道路、手摺り等の避難施設の整備はできませんが、緊急時の線路横断についてはJRと協議を進めてまいります。

また、これと併せて津波避難における避難目標地点の確認と逃げ地図の作成を海岸沿線集落と共に行わせて頂きますのでご協力をお願いします。

（問い合わせ先：地域振興課 総務管理室）

2 告知放送による周知について

県道の通行止めの影響は一集落に限るものではないため、告知放送による山北地区全体への周知を要望します。

【回答】

県道の交通止め等については防災行政無線や告知放送などにより周知を行っております。

（問い合わせ先：地域振興課 総務管理室）

3 管理不全な空き家の対策について

年々増加傾向にある管理不全な空き家について、強風時に瓦や外壁などが飛散し危険であることから早急な対策を要望します。

【回答】

「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「村上市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家等の所有者（管理者）に文書や直接お会いするなどして、適正管理をしていただくようお願いし、対処して頂いているところであります。しかしながら、適正な管理をしていただけない空き家も多くありますので、管理不全な空き家に対しましては、引き続き所有者（管理者）に適正管理をしていただくよう、指導等をしてまいります。

（問い合わせ先：地域振興課 市民生活室）

#### 4 有害鳥獣対策について

サル、クマ、カラス、ハクビシンに加え、近年はイノシシによる農林地への被害が拡大している。有害鳥獣対策について、頭数削減など早急に有効な対策を講じるよう要望します。

##### 【回答】

サル、イノシシを中心とした有害鳥獣による農作物被害に対しては、電気柵の設置の推進、頭数削減のための捕獲駆除を両輪として今後も対策の強化を図ってまいります。

電気柵については、サルに加えイノシシに対しても効果が期待できますので、引き続き村上市有害鳥獣被害防止対策協議会の助成事業等を活用し、計画的な設置に取り組んで頂きますようお願いいたします。また、イノシシの捕獲駆除については、くくり罠を増設し強化して取り組んでおります。

さらに、狩猟免許（わな・猟銃）取得費用の支援等により捕獲従事者の確保を進めてまいりますと同時に、中山間地域等直接支払交付金などの関連事業を通じ里山地域のほ場との緩衝帯整備を地元受益者と協力しながら進めたいと考えております。

集落等においても、サルやイノシシを人里に近づけないために、残渣（生ごみ等）の処分の徹底、非耕作農地の草刈り、不要な果樹木の伐採及び設置後の電気柵の電圧定期点検等に、地域が一体となって取り組んで頂きますようご理解とご協力をお願いします。

（問い合わせ先：産業建設課 産業観光室）

#### 5 二級河川小俣川の改修について

小俣川の温出集落上流から遅郷集落までの間について、河床が洗掘されて既設十字ブロックが流失、転倒しており、蛇籠の劣化も見られることから、洪水時の堤防破損、決壊が懸念される。また、遅郷橋橋脚部の洗掘も進んでいることから対策を要望します。

##### 【回答】

昨年の豪雨等で河床をはじめ護岸や橋脚基礎部保全用に設置された盛土護岸もかなり浸食され後退している現状から、早急に現地調査実施と事業化に至るよう要望してきました。県からは、これまでの要望を受け状況を把握しており、要望事項の重要度や管内の緊急度等を考慮しながら対応を検討していきたいとの回答をいただいておりますので、引き続き、事業化に至るよう要望を行ってまいります。

（問い合わせ先：産業建設課 建設管理室）

#### 6 県道山北関川線の拡幅について

県道山北関川線の小俣集落から雷集落の間は道路幅が狭く、車のすれ違いができない箇所が多く、また、カーブで見通しが悪く危険な箇所も多い状況です。このことから二車線化（拡幅）を要望します。

**【回答】**

事故防止を図るうえでも、安心かつ安全に通行できる県道整備が不可欠なため、これまでも道路管理者である県に要望をしており、昨年12月に小俣・大代・雷集落と県、市で危険箇所等の現地立会いを行っております。県からは、これまでの要望を受け状況を把握しており、要望事項の重要度や管内の緊急度等を考慮しながら現在継続実施している同路線の改良事業の終了を待って、対応を検討していきたいとの回答をいただいております。

(問い合わせ先：産業建設課 建設管理室)

**7 県道山北関川線の法面对策について**

県道山北関川線の大代集落と雷集落の間は、豪雨時に法面の土砂が道路に流出して通行止めになることがあるため対策を要望します。

**【回答】**

網掛橋付近の箇所は豪雨時に土砂が県道に流出し通行に支障をきたす場合があり、毎年、道路管理者である県に擁壁改修等の要望をしております。この箇所については、昨年12月に現地立会いを行い、県からは、現地立ち合いの結果を踏まえ、これまでの地区や市の要望を受け状況を把握し、要望事項の重要度や管内の緊急度等を考慮しながら対応を検討していきたいとの回答をいただいております。

(問い合わせ先：産業建設課 建設管理室)

**8 国道345号の改良について**

国道345号の勝木集落方面から寝屋集落入口のカーブは見通しが悪く事故も発生しています。道路改良を含めた抜本的な交通安全対策を要望します。

また、臨港道路北側から国道345号への進入時と勝木集落方面から右折して臨港道路に進入する際の交通安全対策も併せて要望します。

**【回答】**

勝木集落方面から寝屋集落入口へのカーブはスピードが出やすく、交通事故による海岸への転落の恐れがあるため、既に道路防護柵設置工事は完了しております。

道路改良については、道路幅員が狭くバス路線であるにも関わらず車両のすれ違いができない区間が多く点在し、かつ見通しが悪く通行の安全が確保できない路線を優先して事業を進めており、寝屋地区の道路改良事業は今のところ事業化の予定はないと、県から回答を頂いております。

また、臨港道路北側から国道345号への出入り時の交通安全対策も併せて県に要望しており、県からは、これまでの地区や市の要望を受け状況を把握し、今後、要望事項の重要度や管内の緊急度等を考慮しながら対応を検討していくとの回答を頂いていることから、引き続き、当区間の事業化を要望してまいります。

(問い合わせ先：産業建設課 建設管理室)